

第3次

せき **男** **女** 共同参画

2024-2028 後期事業

まちづくりプラン

誰もが自分らしく 心豊かに暮らせるまち せき

男女共同参画
まちづくりプランって？

誰もが互いの人権を尊重しつつ責任を分かちあい、あらゆる分野において一人ひとりの個性と能力を最大限に発揮できる社会の実現のために策定した男女共同参画に関する総合計画です。



男女共同参画社会に向けた意識をつくるために



- 基本方針 1 男女共同参画に関する啓発・情報提供の充実
- 基本方針 2 男女平等意識を高める教育の推進
- 基本方針 3 多様な性の在り方の理解促進



重要視点	基本方針	番号	後期事業名	後期事業内容	担当課
重要視点1 男女共同参画社会に向けた意識をつくるために	①男女共同参画に関する啓発・情報提供の充実	1	みんなが輝くまち関市男女共同参画推進条例の周知・啓発	「みんなが輝くまち関市男女共同参画推進条例」の周知を図り、市民の男女共同参画意識の浸透に努めます。	市民協働課
		2	メディアを活用した男女共同参画意識の啓発の充実	市のホームページ、広報紙、パンフレット、ポスター等のさまざまな情報発信の媒体を通して、男女共同参画に関する意識の向上を図ります。	市民協働課
		3	男女共同参画週間における啓発	男女共同参画社会の形成に向けた関心と理解を深め、その取組が積極的に行われるよう、7月に男女共同参画週間を設け、啓発活動を実施します。	市民協働課
		4	広報媒体における男女共同参画の推進	市が発信する広報媒体において男女共同参画の視点での配慮や点検を行います。	企画広報課
		5	男女共同参画セミナーの開催	固定的な性別役割分担意識の解消や男女共同参画社会づくりに関するセミナーを開催します。また、学習内容と学習機会の充実を図ります。	市民協働課
		6	男女共同参画に関する図書への充実	男女共同参画の参考となる図書資料の利用促進を図ります。また、男女共同参画週間等ではコーナーを設置し啓発に努めます。	生涯学習課(図書館)
		7	幼児、児童向けジェンダー学習資料の充実	ジェンダーに関わる児童向けの資料の収集と利用を促進します。	生涯学習課(図書館)
		8	リプロダクティブ・ヘルス/ライツについての情報提供	いのちの授業において、プレコンセプションケアを啓発することで、性と生殖に関連した女性の健康や人権を尊重、男女が相互に理解し合える関係づくりを推進します。 ※プレコンセプションケア:若い男女が将来のライフプランを考えて、日々の生活や健康と向き合うこと。次世代を担う子どもの健康にもつながるとして、近年注目されているヘルスケア。	市民健康課
	②男女平等意識を高める教育の推進	9	保育園等における幼児期からの男女平等教育の推進	保育士等への啓発及び研修を通し、保育の現場における男女共同参画意識の向上を図り、固定的な性別役割意識にとらわれない保育を実施します。	子ども家庭課
		10	学校の現場における男女平等教育の推進	男女の人権を尊重した教育のあり方について教員研修を実施し、男女の人権に配慮した一人ひとりの個性を伸ばす教育を推進します。	学校教育課
		11	一人ひとりの個性を大切にしたい進路選択の指導	男女の性差にとらわれず、多様な選択ができるよう一人ひとりの個性を大切にしたい進路指導を実施します。	学校教育課
		12	児童、生徒への男女平等教育の推進	個性を大切にしたい教育理念を「学校だより」や「学級通信」等に掲載し、男女平等教育の啓発及び周知を行います。令和5年度より、市内の中学校では多様性に配慮した「ジェンダーレス制服」への変更を行いました。単に制服を変更するだけでなく、誰もが相互に人格と個性を尊重し、支え合い、自分らしく生きることができるようになっていきます。	学校教育課
	③多様な性の在り方の理解促進	13	性的マイノリティについての相談に関する情報提供	性的マイノリティの人々の悩みに対応するため、相談窓口などの情報提供を行います。	市民協働課
		14	「LGBTフレンドリー宣言」の周知	性の多様性を認め、すべての市民がお互いを尊重し合い、誰もが自分らしく暮らせることを目指す「LGBTフレンドリー宣言」を市民に周知し、LGBTに対して配慮した取組を行います。	市民協働課
		15	性的マイノリティに対する理解促進	市職員や教職員の性的マイノリティ(LGBT等)に対する啓発や意識改革を図るため、セミナーや勉強会等を実施します。	市民協働課
		16	ダイバーシティに関する啓発イベントの開催	ダイバーシティの実現に向けた意識啓発のために、幅広い市民参加による啓発イベントを開催します。	市民協働課
		17	児童、生徒への理解促進	教職員向けの指導資料をもとに多様な性の在り方に関する研修を推進していきます。パンフレットや紙芝居、DVDを活用し、性別にとらわれず、多様な生き方を認め合えるようにします。人権教育でも多様な性に関する偏見や差別をなくすよう取り組んでいきます。 パンフレットや紙芝居を活用し、性別にとらわれず、多様な生き方を認め合えるようにします。	学校教育課 市民協働課

あらゆる分野において誰もが活躍するために

（「関市女性活躍推進計画」を包含）

基本方針 1 政策・意思決定の場における女性登用の推進

基本方針 2 女性が働きやすい環境の整備

基本方針 3 ワーク・ライフ・バランスの促進



重要視点	基本方針	番号	後期事業名	後期事業内容	担当課
重要視点2 あらゆる分野において誰もが活躍するために（「関市女性活躍推進計画」を包含）	①政策・意思決定の場における女性登用の推進	18	女性委員登用の促進	女性委員の登用状況の調査を行います。女性の意見を委員会等へ反映させるために、女性委員の積極的登用を促進します。	市民協働課
		19	女性人材リストの充実と女性人材の活用の促進	行政やまちづくりへの参画意識が高い女性を登録し、審議会等の委員として推薦できるように、女性人材リストを定期更新します。また、女性人材リストから多くの女性人材の活用を促進します。	市民協働課
		20	男女共同参画推進のための職員研修の実施（市職員の意識の向上）	市政運営に男女共同参画社会の理念を生かすために、男女共同参画に関する市職員の意識の向上や女性リーダーを育成するための研修を行います。	秘書課
		21	女性市職員の管理職への登用推進	女性職員の管理職登用を積極的に行います。	秘書課
	②女性が働きやすい環境の整備	22	男女雇用機会均等法労働関連法の周知	「男女雇用機会均等法」や男女の賃金格差、昇進・昇格の格差の是正等に関する法令遵守について、広報紙への掲載やパンフレットの配布を行い、事業主への周知、啓発を行います。	商工課
			「女性が働きやすい職場」の認定・表彰	女性が働きやすい事業所を認定し表彰することで、育児・介護などの休業を取得しながら女性が活躍できる職場づくりに取り組む事業所の増加を図ります。	市民協働課
			事業所に対する働きかけの実施	女性の活躍における市の取組を事業所に対して周知し、事業所の意識付けを行います。 事業所に対し、女性活躍推進や働き方改革、ワーク・ライフ・バランスに関するセミナーを行います。また、「せきのワーク・ライフ・バランス支援ガイド」を活用し、関市のサポート体制を周知します。	商工課 市民協働課
			先進事例、一般業主行動計画等の周知	女性活躍に関する積極的な取組や先進事例、成果がみられた一般事業主行動計画等をホームページや広報紙等で紹介します。	市民協働課
			若者に対する働きかけの実施	「関の工場参観日」や「ビジネスプラス展」を通じて、市内の高校生や大学生に、女性が働きやすい事業所等を紹介しします。	商工課 市民協働課
			女性の就業・再就職など女性活躍を推進するセミナーやイベント等応援プログラムの企画	働きかけづくりや自分らしく働くためのセミナーや再就職のための応援プログラムを企画し、女性が社会に出る際の不安軽減や、知識の習得を促します。 女性活躍推進イベントを開催し、関市での多様な働き方、生き方、あり方を応援します。また、「せきのワーク・ライフ・バランス支援ガイド」を活用し、関市のサポート体制を周知します。	商工課 市民協働課
			再雇用制度の周知促進	公共職業安定所や関係機関と連携し、結婚・子育て等により仕事をやめた女性が再就職できるよう、広報紙やパンフレットで再雇用制度の啓発及び普及を図ります。	商工課
			就職・再就職に関する相談の充実	「関市みんなの就職サポートセンター」において、相談者の方の状況に応じた条件を聞き取り、事業所・内職の紹介を行います。必要に応じて、託児付き求職者訓練などの県制度利用を案内します。	商工課
			市職員への再雇用制度の推進	社会人枠の採用などで女性の再就職につなげます。	秘書課
			起業に関する支援、関係機関との連携	創業支援セミナーの実施や、「関市ビジネスサポートセンター（Seki-Biz）」の取組により、起業に関する情報提供や相談を行い、男女を問わず起業を支援します。 地域の社会課題解決や活性化に向けた事業を立ち上げる女性に対して、ソーシャルビジネス支援助成金制度により支援します。	商工課 市民協働課
職業能力の習得に関する情報提供の充実	雇用能力開発機構などの関係機関と連携し、求職者支援訓練パンフレットの窓口設置や広報紙への記事掲載を行い、就職に必要な資格や技術の習得について情報を提供します。	商工課			
農林課に関わる組織の女性登用率向上	多様な意見を反映させるため、 ・農業委員会 ・農業再生協議会 ・森林（もり）づくり委員会 について、女性委員の登用率の向上を目指します。	農林課			
商工業団体への女性の参画の促進	経済分野の団体活動を支援し、女性の参画を促進するとともに、女性の活躍の場の拡大につなげます。	商工課			



重要視点	基本方針	番号	後期事業名	後期事業内容	担当課
重要視点2 あらゆる分野において誰もが活躍するために「関市女性活躍推進計画」を包含	③ワーク・ライフ・バランスの促進	35	男女がともに働きやすい職場づくりについての啓発	事業者に対して、各種セミナーでの周知およびパンフレット、チラシの配架、配布やホームページなどにより、労働問題や関係制度及び労働環境の整備について周知します。	商工課
		36	ワーク・ライフ・バランスの普及と啓発	事業者に対して、各種セミナーでの周知およびパンフレット、チラシの配架、配布やホームページなどにより、労働問題や関係制度及び労働環境の整備について周知します。	商工課
				事業所に対し、女性活躍推進や働き方改革、ワーク・ライフ・バランスに関するセミナーを行います。また、「せきのワーク・ライフ・バランス支援ガイド」を活用し、関市のサポート体制を周知します。	市民協働課
		37	労働環境の向上に関する情報提供及び啓発	事業者に対して、各種セミナーでの周知およびパンフレット、チラシの配架、配布やホームページなどにより、労働問題や関係制度及び労働環境の整備について周知します。	商工課
		38	市職員の育児・介護・看護休業制度の活用促進	市職員が性別に関わらず、必要に応じて育児・介護・看護休業制度を利用できるよう周知・啓発します。	秘書課
		39	市男性職員の育児休業取得の推進	育児休業制度について周知し、市男性職員の育児休業取得を促進するとともに、取得しやすい職場の環境づくりを推進します。	秘書課
		40	「男性中心型労働」の見直し及び男性の家事、育児、介護参画の推進	市民に対して男性の家庭参画を推進するためのセミナーや、事業所に対してワーク・ライフ・バランスを強く推進してもらえるようなセミナーを開催します。	市民協働課
				成人学校における男性向けの料理教室等を開催し、男性の育児、介護休業制度の活用を促進します。	生涯学習課 (中央公民館)
		41	学校行事、PTA活動等への父親参加の促進	参観日等の学校行事に男性も参加しやすい環境づくりを行い、男女が性別にかかわらず、子育てや教育への興味や理解を高められる働きかけを行います。また、家庭教育学級活動への男性の参加を積極的に募ります。	学校教育課
		42	子育てに関する講座・教室の開催	夫婦やパートナーで子育てについて学習できるよう「プレファミリー-広場・産後ファミリー-広場」「乳幼児期家庭教育学級」を開催します。	生涯学習課 市民健康課
		43	子育て支援情報の発信	SNSを通じて、市内の子育てに関する情報の発信・周知をしていきます。	子ども家庭課
		44	子育て相談支援の充実	身近な子育て支援施設、健診や訪問を通じて、妊娠期から子育て期まで発達段階に応じた切れ目ない相談支援を行います。また、地域包括支援センターの利用者支援専門員を中心に、地域の支援機関との連携を強化します。	市民健康課 子ども家庭課
				ひとり親家庭が安心して子育てできるよう、経済的支援等ひとり親家庭を支援する制度の情報提供や、相談・交流等の機会の充実を図ります。	福祉政策課
		45	ひとり親家庭への支援	ひとり親家庭の生活の安定と自立促進のため、経済的支援等を行います。	子ども家庭課
		46	各種保育サービスの提供	仕事と子育ての両立、職場復帰を支援するため、通常保育時間を越えた延長保育や低年齢児保育、託児ルームにおける一時預かり等のサービスを提供します。	子ども家庭課
47	病児・病後児保育の充実と実施機関との連携	病気または病気回復期に集団生活が困難な児童に対し、専用の施設で病児・病後児保育を行います。また、近隣市町との広域利用協定を結び、利用可能な施設の紹介を行います。	子ども家庭課		
48	ファミリーサポートセンター事業の充実	育児に関して援助を受けたい人と行いたい人が会員となり、相互援助活動による育児支援を行います。	子ども家庭課		
49	留守家庭児童教室の充実	家庭の事情、親の勤務で、放課後や学校の長期休業時に監護する大人がいない小学4年生までの児童を午後7時まで学校の教室などで預かります。また、入室要件の見直しを行い、より利用しやすい教室づくりを行います。	教育総務課		
50	介護者への支援の充実	多様な介護サービスの実施や、介護者の交流機会の設置により、介護離職の防止や、介護負担の軽減を図ります。	高齢福祉課		

重要視点

3

誰もが地域で 安心して暮らすために



基本方針 1

DVを防止する啓発教育の推進(関市DV対策基本計画)

基本方針 2

DV被害者に対する支援体制の推進(関市DV対策基本計画)

基本方針 3

地域における男女共同参画の推進

重要視点	基本方針	番号	後期事業名	後期事業内容	担当課	
重要視点3 誰もが地域で安心して暮らすために	① DVを防止する啓発教育の推進(関市DV対策基本計画)	51	DV等の防止に向けた啓発の充実	市のホームページ、広報紙、街頭啓発を通じ、DV等の防止に向けた情報提供や啓発を行います。	子ども家庭課	
		52	DV等に関する相談体制の充実	DV等の困難を抱える人が安心して相談できる体制の整備充実を図ります。	子ども家庭課	
		53	市民相談の充実	離婚や相続等の男女を巡る家庭内のさまざまな問題についても対応できる、弁護士や裁判所等による相談日を設け、法律上のアドバイスや専門機関の紹介等を行います。	市民課	
		54	子どもの安心・安全を確保する支援	DV被害者の子どもについて、学校や園等関係機関との連携により、安心して生活できるよう支援体制を強化します。	子ども家庭課	
		55	DV関係機関との連携強化	DV等に関係する庁内、医療機関、警察、民間支援団体等の関係機関と連携・協力体制を確立し、市の相談窓口の対応の迅速化を図ります。	子ども家庭課	
		56	DV被害者の安全な保護	警察や民間支援団体等の関係機関と連携しながら、迅速に被害者の安全を確保できる体制を整備します。	子ども家庭課	
		57	DV被害者の自立に向けた支援	関係機関との連携を図り、被害者が安心して自立した生活ができるよう継続した支援体制を強化します。	子ども家庭課	
	② DV被害者に対する支援体制の推進(関市DV対策基本計画)	③ 地域における男女共同参画の推進	58	地域コミュニティ活動への女性参画の促進	地域委員会や自治会の役員選出等に、女性の参画を呼びかけ、地域において女性が能力発揮されるよう支援します。	市民協働課
			59	女性団体への支援	女性特有の問題を解決し、女性の活躍の場を広げるための研修会を開催します。	生涯学習課
			60	男女共同参画を担うNPO法人や市民団体活動への支援	男女共同参画の担い手となるNPO法人等の市民活動の支援や団体相互の交流を支援します。	市民協働課
			61	さんかくサポーターとの協働	さんかくサポーターと協働して、男女共同参画に関する啓発を行います。	市民協働課
			62	消防、防災活動における女性の活動への支援	女性の消防活動及び防災活動を奨励します。また、女性の立場に立った避難所施設の設置等、災害時の女性の保護を推進します。	危機管理課 市民協働課
			63	男女共同参画視点に基づく防災対策の推進	関市女性防火クラブによる防災訓練等の活動を活性化し、男女を問わず広く市民に防災啓発を図ります。また、当クラブの会員等において、防災にかかる意見交換を行うことで、女性の視点を反映させた防災対策を推進します。	危機管理課



**第3次せき男女共同参画まちづくりプラン
後期事業2024(令和6)年3月**

発行/関市 協働推進部 市民協働課
住所/〒501-3894 岐阜県関市若草通3丁目1番地
TEL 0575-23-7711 FAX 0575-23-7744